

保育施設における個人情報の流出について

指定管理者制度を導入している区立保育施設において、職員が休日保育の「利用連絡カード」（以下「書類」といいます。）を2名の保護者にお渡しする際、それぞれの書類を取り違えてお渡ししてしまいました。書類には、利用児童の住所、氏名、生年月日、健康保険の被保険者番号、保護者の連絡先が記載されていました。

区は再発防止に向け、個人情報の取扱いについて厳正を期すことを徹底し、区民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

1 経緯等

令和6年7月15日（月曜）、園は保護者2名に利用児童の書類をお渡ししました。

令和6年7月17日（水曜）、そのうち1名の保護者から園に対し、受け取った書類が別人のものであると申し出があり、書類を誤ってお渡ししていたことが判明しました。園は、各保護者にお詫びし、速やかに書類を回収しました。

2 原因

園では書類を保護者へお渡しする際、児童名等に誤りがないかを職員と保護者で確認することとしていますが、確認を行わずにお渡ししてしまいました。

3 再発防止策

今後同様の事故を起こさないよう、区は指定管理者に対し、個人情報を含む書類の引渡しの際は手順に沿って職員と保護者での確認を必ず行うよう厳重注意するとともに、改めて個人情報の重要性と取扱いを徹底し、緊張感を持って業務にあたるよう指導しました。